学校いじめ防止基本方針

岸和田市立浜小学校

平成２９年４月１日

目　　次

第１章　いじめ防止に関する本校の考え方 …… １
１　基本理念
２　いじめの定義
３　いじめ防止のための組織
４　取組状況の把握と検証（PDCA）
５　年間計画

第２章　いじめ防止 …… ４
１　基本的な考え方
２　いじめの防止のための措置

第３章　早期発見 …… ６
１　基本的な考え方
２　いじめ早期発見のための措置

第４章　いじめに対する迅速な対応 …… ７
１　基本的な考え方
２　いじめ発見・通報を受けたときの対応
３　いじめられた児童又はその保護者への対応
４　いじめた児童への指導又はその保護者への助言
５　いじめが起きた集団への働きかけ
６　ネット上のいじめへの対応
７　重大事態への対応
８　５つのレベルに応じた　問題行動への対応チャート

第５章　その他 …… ２０
１　本基本方針の実施

【別添資料】
１　いじめ事象生起時の対応について
２　ネット上のトラブルへの対応

第１章　いじめ防止に関する本校の考え方

１　基本理念

いじめは、その子どもの将来にわたって内面を深く傷つけるものであり、子どもの健全な成長に影響を及ぼす、まさに人権に関わる重大な問題である。全教職員が、いじめはもちろん、いじめをはやし立てたり、傍観したりする行為も絶対に許さない姿勢で、どんな些細なことでも必ず親身になって相談に応じることが大切である。そのことが、いじめ事象の発生・深刻化を防ぎ、いじめを許さない児童の意識を育成することになる。

そのためには、学校として教育活動の全てにおいて生命や人権を大切にする精神を貫くことや、教職員自身が、児童を一人ひとり多様な個性を持つかけがえのない存在として尊重し、児童の人格のすこやかな発達を支援するという児童観、指導観に立ち指導を徹底することが重要となる。

児童に健全な人権意識を育成するためには、何よりも教師自身が健全な人権意識を身につけ、児童を一人の人格ある存在として尊重する姿勢を持たなければならない。本校では、その考え方をもとに、すべての児童を男女とも「さん」つけで呼ぶとともに、授業の中では、教師も児童も丁寧な言葉遣いで発言するよう努めている。

本校の教育目標は、「心豊かでたくましい子どもを育てる」ことであり、その実現のため人権教育の目標を、「お互いのよさを認め合い、相手の立場仁立って行動できる子を育てる」こととしている。具体的には、授業の中で、お互いの考えを発表し合い、学び合う学習集団を育成したり、様々な学校行事において、子どもたちが主体となって行う実行委員会形式をとることで、子どもたちに思考力、判断力、表現力、協力する態度等を育成するとともに、子どもたちの自尊感情を育て、子ども同士の絆を深める活動を行っていく。また、福祉教育等を系統的。計画的に実施することで、自分も周りの人も大切にできる豊かな人権感覚を育成する活動を行っていく。そのような活動の中で、いじめは重大な人権侵害事象であり、絶対に許されることではないという認識も育成していく。以上のような考え方のもとに、ここに学校いじめ防止基本方針を定める。

２　いじめの定義

「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

具体的ないじめの態様は，以下のようなものがある。

- ➢冷やかしやからかい，悪口や脅し文句，嫌なことを言われる
- ➢仲間はずれ，集団による無視をされる
- ➢軽くぶつかられたり，遊ぶふりをして叩かれたり，蹴られたりする

➢ひどくぶつかられたり，叩かれたり，蹴られたりする
➢金品をたかられる
➢金品を隠されたり，盗まれたり，壊されたり，捨てられたりする
➢嫌なことや恥ずかしいこと，危険なことをされたり，させられたりする
➢パソコンや携帯電話等で，誹謗中傷や嫌なことをされる 等

３　いじめ防止のための組織

⑴ 名称

「虐待防止・いじめ・不登校対策委員会」

⑵ 構成員

校長、教頭、首席、指導教諭、教務、生徒指導主担者、児童生徒支援加配、人権教育主担者、養護教諭、虐待防止コーディネーター、当該学級担任
必要に応じて外部専門家

⑶ 役割

ア　学校いじめ防止基本方針の策定
イ　いじめの未然防止
ウ　いじめの対応
エ　教職員の資質向上のための校内研修
オ　年間計画の企画と実施
カ　年間計画進捗のチェック
キ　各取組の有効性の検証
ク　学校いじめ防止基本方針の見直し

４　取組状況の把握と検証（ＰＤＣＡ）

虐待防止・いじめ・不登校対策委員会は、（各学期ごとに）年３回、（検討会議を）開催し、取組みが計画どおりに進んでいるか、いじめの対処がうまくいかなかったケースの検証、必要に応じた学校基本方針や計画の見直しなどを行う。

５　年間計画

本基本方針に沿って、以下のとおり実施する。

岸和田市立浜小学校　いじめ防止年間計画				
	低学年	中学年	高学年	学校全体
４月 ５月 ６月 ７月	入学式・始業式 保護者への相談窓口周知 児童への相談窓口周知 前年度学級担任等より引き継ぎを受けた児童状況の把握 遠足（集団づくり） 家庭訪問による家庭状況把握 生活指導全体会（各学級の気になる子の情報交換） 生活アンケートの実施 個人懇談会 （家庭での様子の把握）	始業式 保護者への相談窓口周知 児童への相談窓口周知 前年度学級担任等より引き継ぎを受けた児童状況の把握 遠足（集団づくり） 家庭訪問による家庭状況把握 個人面談による聴きとり 生活指導全体会（各学級の気になる子の情報交換） 生活アンケートの実施 個人懇談会 （家庭での様子の把握）	始業式 保護者への相談窓口周知 児童への相談窓口周知 前年度学級担任等より引き継ぎを受けた児童状況の把握 遠足（集団づくり） 家庭訪問による家庭状況把握 個人面談による聴きとり 生活指導全体会（各学級の気になる子の情報交換） 生活アンケートの実施 個人懇談会 （家庭での様子の把握） ５年臨海学校（集団づくり）	第１回　いじめ対策委員会（年間計画の確認、問題行動調査結果を共有） ＰＴＡ総会で「学校いじめ防止基本方針」の趣旨説明 生活アンケート確認
９月 10月 11月 12月	運動会（集団づくり） 生活アンケートの実施 遠足（集団づくり） 音楽会（集団づくり） 個人懇談会 （家庭での様子の把握）	運動会（集団づくり） 生活アンケートの実施 遠足（集団づくり） 音楽会（集団づくり） 個人懇談会 （家庭での様子の把握）	運動会（集団づくり） 生活アンケートの実施 遠足（集団づくり） 音楽会（集団づくり） 個人懇談会 （家庭での様子の把握）	生活アンケート確認 第２回いじめ対策委員会（進捗確認） 教職員間による公開授業
１月 ２月 ３月	持久走記録会 生活アンケートの実施 生徒指導全体会（各学級の気になる子の情報交換） 終業式	持久走記録会 生活アンケートの実施 生徒指導全体会（各学級の気になる子の情報交換） 終業式	持久走記録会 生活アンケートの実施 生徒指導全体会（各学級の気になる子の情報交換） 終業式・卒業式	教職員間による公開授業 生活アンケート確認 第３回委員会（年間の取組みの検証） 「学校いじめ防止基本方針」の見直し

第２章　いじめ防止

１　基本的な考え方

いじめの未然防止にあたっては、教育・学習の場である学校・学級自体が、人権尊重が徹底し、人権尊重の精神がみなぎっている環境であることが求められる。そのことを基盤として、人権に関する知的理解及び人権感覚を育む学習活動を各教科、道徳、特別活動、総合的な学習の時間のそれぞれの特質に応じ、総合的に推進する必要がある。

特に、児童生徒が、他者の痛みや感情を共感的に受容するための想像力や感受性を身につけ、対等で豊かな人間関係を築くための具体的なプログラムを作成する必要がある。そして、その取組みの中で、当事者同士の信頼ある人間関係づくりや人権を尊重した集団としての質を高めていくことが必要である。

（未然防止のための学校体制）（いじめ対応プログラムⅠ　67 頁より参考）

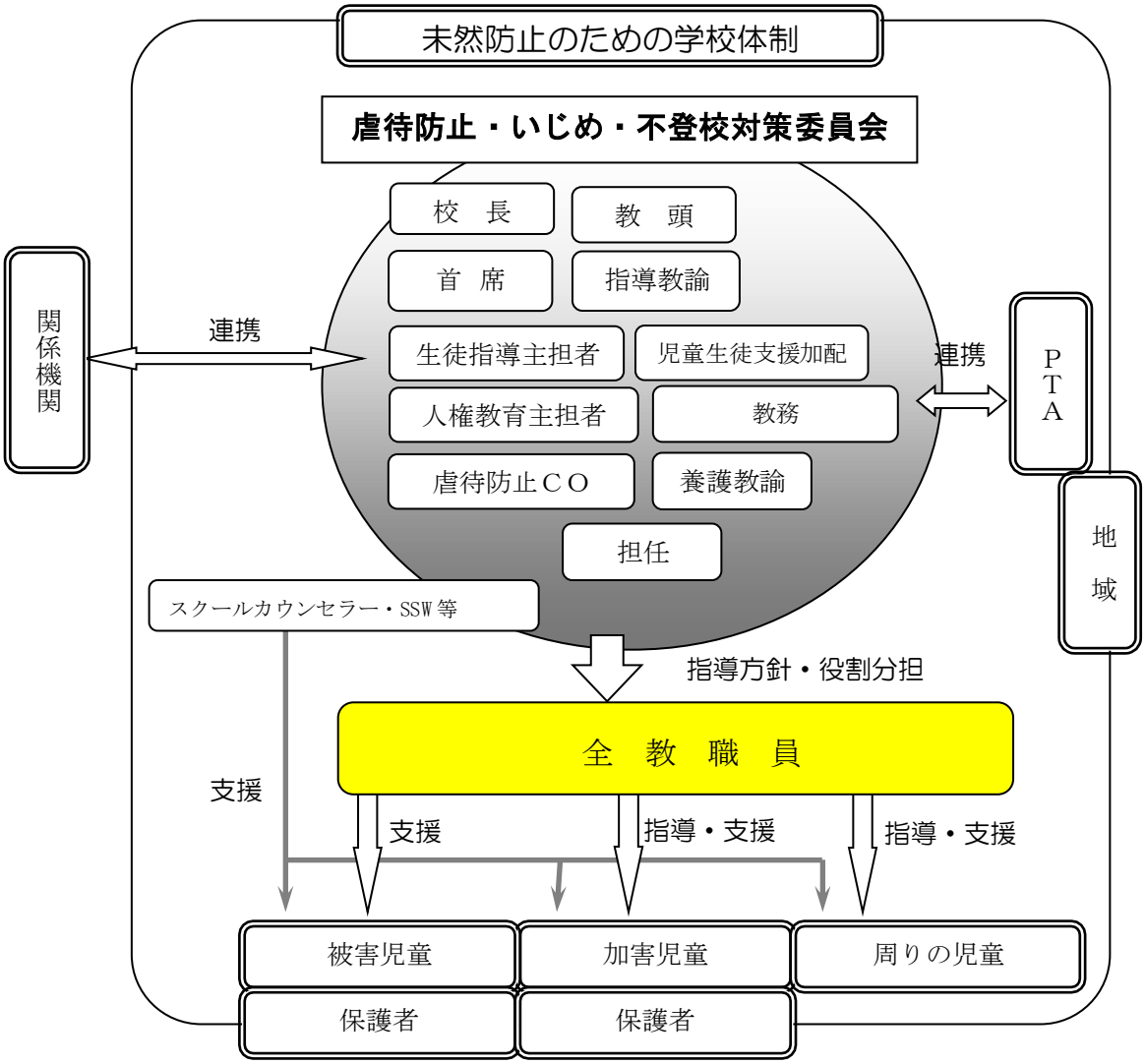

２　いじめの防止のための措置

⑴ 教職員に対しては、「いじめ防止対策推進法」と国の「いじめの防止等のための基本的な方針」の趣旨を踏まえ、毎年年度初めにいじめの防止に関する校内研修会を実施し、本校の「学校いじめ防止基本方針」の内容を確認し、いじめの定義からいじめ防止の取り組み、いじめの早期発見並びに対処の方法について共通理解を図り、全教職員が一丸となって指導する体制を構築する。

児童に対しては、各教科、道徳、特別活動、総合的な学習の時間等、すべての教育活動の中で、いじめは重大な人権侵害であり、人として決してやってはいけなことを認識させるとともに、いじめの被害にあったり、いじめを発見した場合は、自分だけで抱えこまず、必ず親や教師、友人等周囲の人に相談することの大切さを理解させる。

⑵ いじめに向かわない態度・能力を育成するために、自他の存在を認め合い、尊重し合える態度を養うことや、児童が円滑に他者とコミュニケーションを図る能力を育てることが必要である。

そのために、普段の授業や学校行事等で、児童一人ひとりが活躍できる場を設定し、そこでの頑張りをお互いに認め合える学級集団をつくることによって、児童の自尊感情を育成し、児童間にお互いに信頼できる良好な関係を構築する。

⑶ いじめが生まれる背景を踏まえ、指導上の注意としては、教師が児童一人ひとりの感情や性格、家庭環境、生育歴などを十分把握した上で、頭ごなしにしかるのではなく、児童が自らの行為を反省し、過ちに気づかせるよう指導することが大切である。

日々の授業においては、教師は、児童の実態を正確に把握し、学習課題に適した教材を選択し、児童の思考の流れを考慮した授業展開を考えることが大切である。その中で、学習課題に対して児童一人ひとりに十分考える時間を保障し、お互いの考えを発表し合い、考えを深めさせるとともに、そこで分かったことを自分の言葉でノートに書かせることによって、児童の思考力、判断力、表現力を育成し、児童相互の理解を深めさせることが大切である。

児童一人ひとりが活躍できる集団づくりを進めるために、様々な学校行事において、児童が主体となって進める実行委員会形式で取り組む。例えば、遠足や運動会、音楽会などの学校行事を行う際に、希望する児童で実行委員会をつくり、その実行委員会が行事の企画、準備、運営、後片付け、総括までを行う。児童全員が、一年間に１回は何らかの実行委員会に入って活動する。その活動を通して、児童一人ひとりに組織管理運営能力を育成するとともに、達成感を味わわせ、自分に自信を持たせることができる。

ストレスに適切に対処できる力を育むために、少しくらいのストレスがあっても負けない自信を育んだり、他者への尊敬や感謝の気持ちを高めることによってストレスをコントロールすることを教える必要がある。

いじめを助長するような教職員の不適切な認識や言動等、指導の在り方に注意

を払うため、いじめに関する校内研修会の中で、過去の様々ないじめの事例について研修するとともに、教師の不適切な言動がいじめを助長する場合があることを共通理解することが大切である。

⑷ 自己有用感や自己肯定感を育む取組みとして、各学級の係活動や当番活動、委員会活動などで、児童一人ひとりに活躍の場を設定して、そこでの頑張りを教師がしっかり把握し、全体の場で賞賛することによって、児童の自己有用感や自己肯定感を育成する。

⑸ 児童が自らいじめについて学び、取り組む方法として、学級活動や児童会活動の中で、児童に自らの生活態度を振り返らせ、児童自身がいじめの問題を自分たちの問題として受け止めること、そして、自分たちでできることを主体的に考えて行動できるように指導することが大切である。

⑹いじめを防止するためには、学校や教室が風通しの良い“開かれた空間”でなければならない。本校では、すべての教室や授業をオープンにし、他の教師や保護者がいつでも気軽に参観できるようにしている。教師同士で授業改善について、教師と保護者が児童の様子について、忌憚なく意見交換できることが、いじめ防止の大切な要件であると考える。

第３章　早期発見

１　基本的な考え方

いじめの特性として、いじめにあっている児童がいじめを認めることを恥ずかしいと考えたり、いじめの拡大を恐れるあまり訴えることができないことが多い。また、自分の思いをうまく伝えたり、訴えることが難しいなどの状況にある児童が、いじめにあっている場合は、隠匿性が高くなり、いじめが長期化、深刻化することがある。

それゆえ、教職員には、何気ない言動の中に心の訴えを感じ取る鋭い感性、隠れているいじめの構図に気づく深い洞察力、よりよい集団にしていこうとする熱い行動力が求められている。

２　いじめの早期発見のための措置

⑴ 児童の実態把握の方法として、学期に１回程度の生活アンケートを実施し、児童が普段の生活や人間関係の中で感じている不安や不満、苦痛などを迅速に把握できるよう努める。

また、必要に応じて各学級で学級担任や生活指導主担者などが児童と個人面談を行い、児童から直接悩みなどを聴く機会を設定する。

さらに、日常的な観察として、各学級担任が、始業前の健康観察で児童の顔色や声の様子を把握したり、授業時間や休憩時間の様子を観察して、児童のちょっとした変化を敏感に感じとるように努める。

また、休憩時間等を利用して各学級担任が児童と一緒に遊ぶことによって、児童の授業以外の様子や児童同士の人間関係などを把握する手立てとする。

また、児童に日記を書かせ、学校や家庭での出来事や思いなどを把握することも考える。

⑵ 保護者と連携して児童を見守るため、各学級担任は、児童の学習や生活で気になることがある場合は、家庭訪問等を行って迅速に保護者と連絡を取るとともに、家庭での様子についても把握するように努める。

また、学級だより等を通じて、児童の学校での学習や生活の様子を保護者にこまめに伝え、学校での活動を周知するとともに、保護者からの情報提供を依頼する。

⑶ 児童、その保護者、教職員が、抵抗なくいじめに関して相談できる体制として、学校の教育相談窓口（校長、教頭、生活指導主担者、養護教諭）を明確にし、学校だよりやホームページ等で保護者に周知する。

また、虐待対策・いじめ・不登校対策委員会により、教育相談窓口が適切に機能しているかなど、定期的に体制を点検する。

⑷ 学校以外にも、岸和田市教育委員会や大阪府教育委員会の教育相談窓口があることを、学校だよりやホームページ等で保護者に広く周知する。

⑸ 教育相談等で得た児童や保護者の個人情報については、絶対に外部に漏らさないことを文書に明記し、学校だよりやホームページ等に掲載して、児童や保護者に周知する。

第４章　いじめに対する迅速な対応

１　基本的な考え方

いじめにあった児童のケアが最も重要であるのは当然であるが、いじめ行為に及んだ児童の原因･背景を把握し指導に当たることが、再発防止に大切なことである。近年の事象を見るとき、いじめた児童自身が深刻な課題を有している場合が多く、相手の痛みを感じたり、行為の悪質さを自覚することが困難な状況にある場合がある。よって、いじめた当事者が自分の行為の重大さを認識し、心から悔い、相手に謝罪する気持ちに至るような継続的な指導が必要である。いじめを受けた当事者は、仲間からの励ましや教職員や保護者等の支援、そして何より相手の自己変革する姿に、人間的信頼回復のきっかけをつかむことができると考える。

そのような、事象に関係した児童同士が、豊かな人間関係の再構築をする営みを通じて、事象の教訓化を行い教育課題へと高めることが大切である。

具体的な児童や保護者への対応については、（別添）「いじめ事象生起時の対応について（平成 24 年 9 月市教委作成）」「ネット上のトラブルへの対応（平成 25 年 10

月市教委作成）」を参考にして、外部機関とも連携する。

２　いじめ発見・通報を受けたときの対応

⑴ いじめの疑いがある場合、ささいな兆候であっても、いじめの疑いがある行為には、早い段階から的確に関わる。

遊びや悪ふざけなど、いじめと疑われる行為を発見した場合、その場でその行為を止めたり、児童や保護者から「いじめではないか」との相談や訴えがあった場合には、真摯に傾聴する。

その際、いじめられた児童やいじめを知らせてきた児童の安全を確保するよう配慮する。

⑵ 教職員は一人で抱え込まず、速やかに校長、教頭、生活指導主担者等に報告し、いじめの防止等の対策のための組織（虐待防止・いじめ・不登校対策委員会）と情報を共有する。その後は、当該組織が中心となって、速やかに関係児童から事情を聴き取るなどして、いじめの事実の有無の確認を行う。

⑶ 事実確認の結果、いじめが認知された場合、管理職が市教委に報告し、相談する。

⑷ 被害・加害の保護者への連絡については、家庭訪問等により直接会って、より丁寧に行う。

⑸ いじめが犯罪行為として取り扱われるべきものと認められるときは、いじめられている児童を徹底して守り通すという観点から、所轄警察署と相談し、対応方針を検討する。なお、児童の生命、身体又は財産に重大な被害が生じるおそれがあるときは、直ちに所轄警察署に通報し、適切に援助を求める。

３　いじめられた児童生徒又はその保護者への支援

⑴ いじめた児童の別室指導や出席停止などにより、いじめられた児童が落ち着いて教育を受けられる環境を確保し、いじめられた児童に寄り添い支える体制をつくる。その際、いじめられた児童にとって信頼できる人（親しい友人や教職員、家族、地域の人等）と連携し、虐待防止・いじめ・不登校対策委員会が中心となって対応する。状況に応じて、スクールカウンセラーの協力を得て対応を行う。

４　いじめた児童生徒への指導又はその保護者への助言

⑴ 速やかにいじめを止めさせた上で、いじめたとされる児童からも事実関係の聴取を行う。

いじめに関わったとされる児童からの聴取にあたっては、個別に行うなどの配慮をする。

⑵ 事実関係を聴取した後は、迅速にいじめた児童の保護者と連携し、協力を求めると

ともに、継続的な助言を行う。

⑶ いじめた児童への指導に当たっては、いじめは人格を傷つけ、生命、身体又は財産を脅かす行為であることを理解させ、自らの行為の責任を自覚させる。なお、いじめた児童が抱える問題など、いじめの背景にも目を向け、当該児童の安心・安全、健全な人格の発達に配慮する。

その指導にあたり、学校は、複数の教職員が連携し、必要に応じてスクールカウンセラーの協力を得て、組織的に、いじめをやめさせ、その再発を防止する措置をとる。

５　いじめが起きた集団への働きかけ

⑴ いじめを見ていたり、同調していたりした児童に対しても、自分の問題として捉えさせる。

そのため、まず、いじめに関わった児童に対しては、正確に事実を確認するとともに、いじめを受けた者の立場になって、そのつらさや悔しさについて考えさせ、相手の心の悩みへの共感性を育てることを通じて、行動の変容につなげる。

また、同調していたりはやし立てたりしていた「観衆」、見て見ぬふりをしていた「傍観者」として行動していた児童に対しても、そうした行為がいじめを受けている児童にとっては、いじめによる苦痛だけでなく、孤独感・孤立感を強める存在であることを理解させるようにする。

「観衆」や「傍観者」の児童は、いつ自分が被害を受けるかもしれないという不安を持っていることが考えられることから、すべての教職員が「いじめは絶対に許さない」「いじめを見聞きしたら、必ず先生に知らせることがいじめをなくすことにつながる」ということを児童に徹底して伝える。

⑵ いじめが認知された際、被害・加害の児童たちだけの問題とせず、学校の課題として解決を図る。全ての児童が、互いを尊重し、認め合う集団づくりを進めるため、担任が中心となって児童一人ひとりの大切さを自覚して学級経営するとともに、すべての教職員が支援し、児童が他者と関わる中で、自らのよさを発揮しながら学校生活を安心してすごせるよう努める。

そのため、認知されたいじめ事象について地域や家庭等の背景を理解し、学校における人権教育の課題とつなげることにより教訓化するとともに、いじめに関わった児童の指導を通して、その背景や課題を分析し、これまでの児童への対応のあり方を見直す。その上で、人権尊重の観点に立ち、授業や学級活動を活用し、児童のエンパワメントを図る。その際、スクールカウンセラーとも連携する。

運動会や文化祭、校外学習等は児童が、人間関係づくりを学ぶ絶好の機会ととらえ、児童が、意見が異なる他者とも良好な人間関係を作っていくことができるよう適切に支援する。

６　ネット上のいじめへの対応

⑴ ネット上の不適切な書き込み等があった場合、まず学校として、問題の箇所を確認し、その箇所を印刷・保存するとともに、虐待防止・いじめ・不登校対策委員会において対応を協議し、関係児童からの聞き取り等の調査、児童が被害にあった場合のケア等必要な措置を講ずる。

⑵ 書き込みへの対応については、削除要請等、被害にあった児童の意向を尊重するとともに、当該児童・保護者の精神的ケアに努める。また、書き込みの削除や書き込んだ者への対応については、必要に応じて、大阪法務局人権擁護部や所轄警察署等、外部機関と連携して対応する。

⑶ また、情報モラル教育を進めるため、総合的な学習の時間等において、「情報の受け手」として必要な基本的技能の学習や「情報の発信者」として必要な知識・能力を学習する機会を設ける。

７　重大事態への対応

市教委に重大事態の発生を報告（※市教委から市長等に報告）
①生命、身体又は財産に重大な被害が生じた疑い（児童生徒が自殺を企図した場合等）。
②相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑い。
※児童や保護者からいじめられて重大事態に至ったという申し出があったとき。

→市・市教委が重大事態の調査の主体を判断

学校を調査主体とした場合
市・市教委の指導・支援のもと、対応に当たる。

市・市教委が調査主体となる場合
市・市教委の指示のもと、資料の提出など、調査に協力。

５つのレベルに応じた　問題行動への対応チャート

大阪市教育委員会資料に基づき作成

ね ら い

■児童生徒の問題行動の発生時に学校として必要な対応について、レベルⅠ～Ⅴの5段階に分けて例示した。レベルごとに分けて対処する意義は以下の4点であり、それは、加害者・被害者の保護、および教員の保護にもつながるものである。

①加害者の加害行為を早期に指摘し、本人の自覚を促し保護者の協力を要請する。
②問題行動等による被害者の被害の拡大を未然に防ぐ。
③教員が適切な指導が行えない状態を避ける。
④レベルにより対応の主体を学校から教育委員会、外部機関へ移行し、責任の所在を明確にしつつ問題行動の改善を図る。

■問題行動の重篤度に応じた学校の対応について、あらかじめ児童生徒・保護者等にチャートやレベルの例を示し理解・協力を求めることが重要である。

レベルⅠ

➢警察と連携が必要な事案については、レベルに関わらず警察への相談や通報を行う。
➢被害者・保護者の意向（警察への相談・通報・被害届の提出等）をよく聞き、適切に対応する。

レベルⅡ～Ⅴ

校内委員会の開催　《レベルを協議し、対応の検討と役割分担を行う》

メンバー：管理職・生徒指導担当・学年主任・担任・学年教員・養護教諭
➢必要に応じ、校長の判断で部活動顧問・スクールカウンセラーを加えることが可
☆役割分担（児童生徒からの聴取・聴取後の対応、保護者対応等）
☆状況の把握…事実を時系列で整理【記録】
☆対応方針の確認

教育委員会に状況を随時伝え、連携して対応を図る。《報告書の提出》

レベルⅠ	レベルⅡ	レベルⅢ	レベルⅣ	レベルⅤ
管理職に報告し、担任・学年が把握し、注意・指導を行うレベル	管理職・生徒指導部（担当）を含めた学校全体で共通理解を図り指導・改善を行うレベル	警察や関係機関と連携して校内での指導を行うレベル	教育委員会が主導的役割を担い、学校管理規則に則り出席停止措置を行い、警察等と連携し校外での指導を行うレベル	学校・教育委員会から警察・福祉機関等、外部機関に対応の主体が移るレベル
担任・学年教員で対応し、解決を図る。	担任・学年教員とともに、管理職・生徒指導担当が指導し、同じことが繰り返されないよう保護者を交えて指導する。	管理職が警察・福祉部局と連携し、指導計画を立て学校で指導するとともに、保護者にも働きかけ家庭で指導する。	教育委員会が出席停止を行い、指導計画に基づき、家庭・校外で指導する。	教育委員会が主導で、警察・福祉機関・児童福祉施設等と学校の連携を図り、対応する。

対応可

SC、SSW との連携

市町村問題解決チームの支援要請

府教育委員会緊急支援チームの派遣要請

改善が見られた場合、校内での対応を継続し、見守る

再発防止に向けて
継続的な観察・指導
保護者との連携
関係機関との連携

留 意 事 項

➢対応は、教育委員会への報告・相談を大切にし、レベルⅠ・Ⅱでも警察と必要に応じて連携を図ることが考えられる。
➢レベルⅠ～Ⅲは学校主体の対応だが、校長が問題行動をどのレベルの行為として扱うかの判断に迷う場合、教育委員会に相談する。
➢いかなるレベルであっても同様の問題行動を繰り返す場合、ひとつ上の重いレベルとして対応する。
➢児童生徒間暴力・対教師暴力等は、上記チャートに従いレベルⅢ以上に位置付け、警察等と連携し、毅然とした姿勢で対応する。

５つのレベルの例示

レベルⅠ

（□いじめ、◇その他問題行動）

□ことばによるからかい　□無視　□攻撃的な言動（荒っぽい言葉づかい、乱暴な振る舞い等）
◇無断欠席・遅刻　◇反抗的な言動　◇服装・頭髪違反　◇授業をさぼる　◇学校施設の無許可使用　等
※同様の行為を２回繰り返す場合は、レベルⅡの対応を行うこととする。

【事例Ⅰ－①】 放課後、体育館に無断で入り込みバスケットボールをして遊んでいた数名の生徒を、担任が指導したが反抗的な態度をとった。

【事例Ⅰ－②】図画工作科の学習中、彫刻刀の使用について指導していた担任に対して、6年生男子児童がふざけた態度をとった。危険な行為に及ばないよう注意したところ、担任を挑発しからかうような言葉をあびせた。

↓

・管理職への報告を行い、放課後、担任・学年主任とともに保護者と当該児童生徒を指導した。

レベルⅡ

（□いじめ、◇その他問題行動）

□仲間はずれ　□悪口・陰口、軽度の暴言　◇攻撃的な言動　◇軽微な賭けごと　◇軽微な授業妨害
◇軽微な器物損壊　◇授業をさぼって校内でたむろ
※いじめについては、加害者と被害者の関係性、頻度、周囲への影響等の要素を総合的に見て、レベルを判断する
※その他、教育的見地からレベルⅡとして指導するのが適切と判断される場合
※同様の行為を２回繰り返す場合は、レベルⅢの対応を行うこととする。

【事例Ⅱ】始業のチャイムが鳴ったにもかかわらず、2名の生徒が廊下でボールを蹴り、遊びを止めなかった。A教諭が遊びを止め教室に入るように促したところ、2名は遊びを止めず暴言を吐いた。他の教諭も駆けつけ遊びを止めさせた。

↓

・放課後、管理職・生徒指導担当教諭とともに保護者も交えて当該生徒2名を指導した。
・管理職・教員が学校を巡回し再発防止に努めた。

レベルⅢ

（□いじめ、◇その他問題行動）

□暴言・誹謗中傷行為〈「死ね」「うざい」等の書き込み、集団による誹謗中傷等、態様が悪質で被害が大きいもの〉　**□脅迫・強要行為**〈態様・被害・影響が比較的軽いものでレベルⅣに至らないもの〉
□暴力（蹴る・叩く・足をかける等態様・被害・影響の比較的軽いものでレベルⅣの暴力にあたらないもの〉
◇喫煙　◇軽微な窃盗行為　◇悪質な賭けごと　◇著しい授業妨害や器物損壊◇バイクの無免許運転等
※その他、教育的見地から、レベルⅢとして指導するのが適切と判断される場合
※同様の行為を繰り返す場合は、レベルⅣの対応を行うこととする。

【事例Ⅲ－①】生徒間での暴力行為を行った生徒を指導した。その際、指導する教師に対しても反抗的で暴言を吐いた。教師を突き飛ばしたり、制止を振り切ろうと暴力をふるったりもした。

【事例Ⅲ－②】授業中、集団で奇声を上げながら廊下を走り回り授業妨害を繰り返したり、器物破損を続けたりする生徒たちに対して継続して指導を実施する。担任に加え、生徒指導担当教員等も一緒に指導に入るがおさまらない。制止する教員に対して暴言を吐いたり、暴力をふるったりすることが起こった。

↓

・管理職が警察やこども家庭センターに連絡を取り、当該児童生徒の状況を報告した。スクールソーシャルワーカーにも相談し、保護者の思いや保護者の役割を明確にしながら指導計画を立案し、学校・家庭で指導を強化した。
・管理職・教員が学校を巡回し再発防止に努めた。

レベルⅣ

（□いじめ、◇その他問題行動）

□重い暴力・傷害行為　□重い脅迫・強要・恐喝行為（金品を求める、屈辱的な行為をさせる等、大きな被害を及ぼすような行為のうち、レベルⅤに至らないもの）

◇危険物の所持　◇違法薬物の所持・販売行為　◇窃盗行為　◇痴漢行為　等

※その他、教育的見地から、レベルⅣとして対処するのが適切と判断される場合

※被害生徒の状況を考慮し、被害生徒の保護・加害生徒への教育的指導という見地から必要があると判断した場合、出席停止を活用する。

※同様の行為を繰り返す場合は、レベルⅤの対応を行うこととする。

【事例Ⅳ－①】授業妨害・指導に対する反抗的な態度を繰り返す児童に対して注意をしたところ、暴れだした。数名の教員が制止したがおさまらず、担任教諭に対して殴りかかり頬を殴った。

【事例Ⅳ－②】これまでも問題行動を繰り返していた十数名の生徒が、校内をバイクで走り回る行為を行った。その行為を制止しようとした教諭を足で蹴り、振り払った。その後も 30 分ほどバイクで走り回る行為を続けた。

↓

・管理職が関係諸機関と連絡を取り、継続して指導を行ったが改善が見られないため、教育委員会が出席停止を命じ、警察や子ども家庭センター等と連携して指導計画を立て、校外で指導をした。

・教育委員会が学校に対して、対応の指示を行った。

レベルⅤ

（□いじめ、◇その他問題行動）

□極めて重い暴力・傷害行為・脅迫・強要・恐喝行為（態様・被害の程度・背景事情を考慮する）

◇凶器の所持　◇放火、強制わいせつ、強盗　等

※その他、教育的見地から、レベルⅤとして対処するのが適切と判断される場合

【事例Ⅴ】当該生徒は授業妨害・生徒間での暴力行為を繰り返し、再三にわたり指導されている。時には指導に対して反抗し、教員に対しても暴力行為を行うことがあった。この日も立ち歩き等を繰り返し教員から注意を受けた。冷静さを失った生徒は、教員に殴りかかり数回顔を殴り全治３カ月の重傷を負わせた。

↓

・管理職と相談のうえ、当該教員は傷害事件として警察へ通報し被害届を提出した。同時に教育委員会へ報告し、教育委員会・警察・市福祉部局と相談のうえ更生プログラムを作成し、児童自立支援施設で指導を行った。

問題行動への対応例

各段階で示した対応とともに、加害児童生徒に自分のおかした行為の重大性を認識させ、改善に結びつけていくために、下記の例を参考に、事案に応じて組み合わせるなどして対応を進める。

■対応の例示

Ａ．加害児童生徒への説諭

◇担任・学年教員・養護教諭・部活動顧問等による説諭
◇生徒指導主事(生活指導担当)・管理職による説諭

Ｂ．学級会での話し合い

◇学級全体の問題としてとらえ、各自が自分の行動を振り返るとともに、学級の連帯感や人間関係が確立できるような実践目標、具体的な行動・取組等を話し合う。また、話し合いを通じて、いじめにつながるような学級の諸問題の解決を図る。
◇いじめをテーマとして取り上げ、未然防止や解決の手立て等について話し合う。

Ｃ．加害・被害の児童生徒による話し合い

◇状況に応じて必要だと判断される場合、教職員がサポートし、当事者による解決に向けた話し合いを行う。

Ｄ．教職員、管理職による講話

◇学級会・学年集会・全校集会等での講話。

Ｅ．ゲストティーチャ―による講話

◇保護者、地域の方、外部人材等による学級・学年・学校全体への講話。

Ｆ．清掃活動、ボランティア活動、体験活動への参加

◇加害の児童生徒が自主的に取り組むことができるような活動への参加。
◇達成感や人間関係の深化が得られるような行事・活動を企画し(活動と連携し)、学級・学年や学校全体で取り組む。

Ｇ．児童会・生徒会の活動

◇学校全体の問題としていじめの未然防止や解決に取り組むことができるよう、児童会・生徒会活動として取り組む（〇〇宣言、△△アピールなど)。

Ｈ．読書・映画等の教材活用、感想文

◇加害児童生徒が自身を振り返り、言動を改めるきっかけとなるような本や映画を加害児童生徒に紹介し、感想をまとめたり話し合ったりする。

Ｉ．家庭での話し合い

◇保護者の協力を得て、加害児童生徒が家族で話し合い、自身の行動の反省と決意を整理する。

Ｊ．作文、反省文、プレゼン等による加害児童生徒の意思表明

◇家庭で話し合った結果を文章にまとめるなどして、今後の決意を表明する。

Ｋ．保護者への説諭（管理職・警察ＯＢ等）

◇加害児童生徒に対する学校の指導方針を示し、家庭と連携した指導を行うための助言・説諭を行って保護者の協力を求める。

Ｌ．「非行防止教室」の活用・連携した取組

◇いじめの未然防止や早期解決に向けた内容を盛り込んだ「非行防止教室」の開催。

Ｍ．少年サポートセンターとの連携

◇少年相談、立ち直り支援活動等の活用。

Ｎ．警察、福祉機関への相談・通報

◇相談・通報をもとに、外部機関・施設等と連携した対応を進める。

Ｏ．スクールカウンセラーとの連携

◇中学校に配置（小学校に派遣）しているスクールカウンセラーと連携し、カウンセリングを通して児童生徒および保護者への対応を行う。

Ｐ．市町村問題解決チームの支援要請・・事案に応じて専門家の助言・支援を要請する。

短期、中・長期の指導計画

～事案に応じて以下の内容を柱にした計画を立て、取り組む。～

◇規範意識・社会性等の育成

◇学習支援

◇情緒の安定

◇福祉機関と連携した家庭への支援

◇警察・福祉機関等と連携した立ち直り支援

Ｑ．レベルⅢ～Ⅴで市町村問題解決チームだけで対応が困難な場合は、速やかに府教育委員会に緊急支援チームの派遣要請

府教育委員会のサポート体制（日常・緊急）

１）学校への直接的なサポート

○スクールカウンセラー（ＳＣ）

スクールカウンセラーは、心理検査や心理療法によって、本人の抱える心の問題を改善・解決していく心理の専門家である。子どもや保護者の心理的な葛藤をときほぐすために、カウンセリングにより問題解決を図る。

※週１回全公立中学校に配置。校区の小学校も活用が可能。

２）市町村教育委員会へのサポート

○スクールソーシャルワーカー（ＳＳＷ）

スクールソーシャルワーカーは、子どもに影響を及ぼしている家庭・学校・地域環境の改善に向けて、学校・家庭・地域の支援ネットワークを築く福祉の専門家である。子どもが置かれた背景や状況に焦点をあて、福祉関係機関等と連携・調整を進めながら、子どもを取り巻く環境の改善を図る。また、家庭や福祉関係機関とのネットワークを活用し、教職員と協働体制をとって課題の解決にあたる。

※年度当初に担当ＳＳＷ及び年間派遣回数を決め、中核市を除く全市町村教育委員会へ派遣。状況に応じ年度途中の派遣回数の増加も可能。

○スクールロイヤー（ＳＬ）

スクールロイヤーは、いじめや暴力行為等の事案への早期対応、早期解決を図るため、関係機関と連携した支援や再発防止等について、司法の観点を踏まえた対応について、市町村教育委員会及び学校への助言を行う。

※市町村教育委員会の要請に応じ、担当スクールロイヤー（弁護士）を定め必要に応じて派遣等を行う。

〇学校体制支援リーダー

学校体制支援リーダー（校長ＯＢ）は、生徒指導が困難な状況にある公立小・中学校において、問題行動の状況や生徒指導体制の現状を把握するとともに、市町村教育委員会指導主事及び管理職等と相談しながら今後の取組のプランを作成し、専門家の活用や地元警察署や少年サポートセンターとの連携の助言・調整を行う。

※市町村教育委員会の要請に応じ、当該小・中学校に集中的に派遣。必要に応じて、緊急支援チームのスタッフともなる。

３）緊急時の市町村教育委員会・学校へのサポート

○緊急支援チーム

緊急支援チームは、いじめや不登校、児童虐待や暴力行為等、学校・市町村教育委員会だけでは解決が困難な事案や児童生徒の命にかかわる緊急かつ重篤な事案に対し、心のケアや二次被害の防止、指導体制の再構築による生徒指導上の課題の克服等について、市町村教育委員会・関係機関と連携し専門的な立場を生かした支援を行う。

※市町村教育委員会の要請に応じて、府教育委員会指導主事・臨床心理士・社会福祉士・弁護士・精神科医等から必要な分野の専門家を緊急支援チームとして編成し、市町村教育委員会及び学校に緊急派遣する。

〈構成メンバーと役割〉

➢府教委指導主事…学校や市町村教育委員会の対応全般に関わる支援や助言を行う。
➢臨床心理士…児童生徒の心理面や悩みに関する相談、環境整備等の支援を行う。
➢社会福祉士…福祉関係機関との連携や児童生徒及び家庭への支援を行う。
➢弁護士…法的な観点から児童生徒及び保護者への対応に関する助言を行う。
➢精神科医…児童生徒に医療的な支援・対応や介入等が必要な場合の相談・助言を行う。

〈緊急支援チーム派遣のイメージ〉

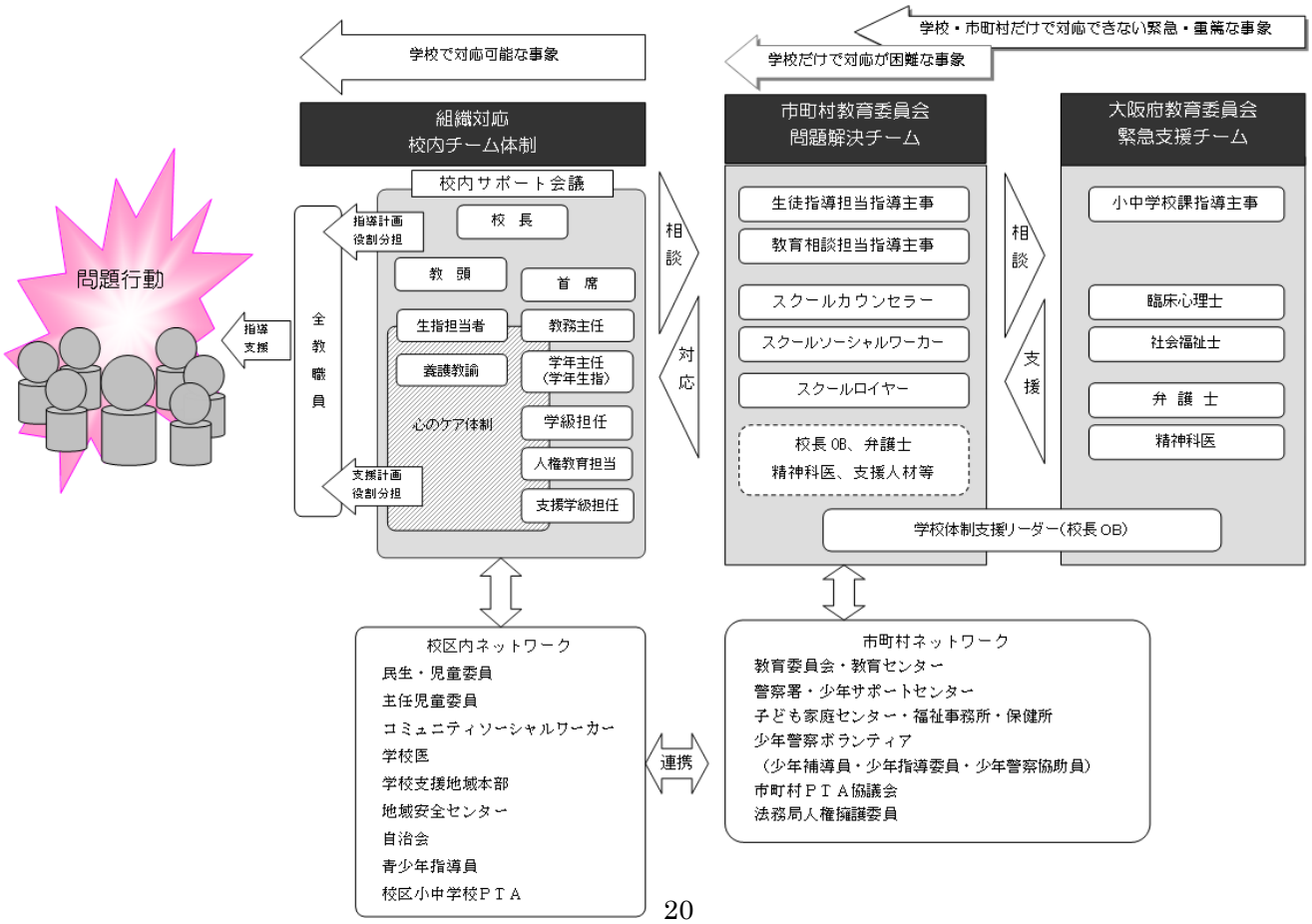

参考：市町村問題解決チームの活動状況

□設置状況

いじめ・少年非行・不登校等、多様化・複雑化・広域化する生徒指導上の課題に対して、学校や子ども・保護者を支援するための指導主事・専門家・支援人材等からなるチーム支援の必要性に対する認識が高まっており、府内全市町村で独自の問題解決チームが設置されている。

□活動形態

活動形態は、「常時設置型」と「臨時編制型」に大別される。

「常時設置型」は、複数の専門家が定例会議でケース検討を行う場合が多く、学校だけでは対応が困難なケースについて、それぞれの専門性をいかした助言を行う。そのアセスメントやプランニングに基づき、市町村教育委員会が、市町村ネットワークをいかし、学校と関係機関が連携して対応する。この形態は、中核市やそれに準じる規模の市に多く見られ、基本的に市単独費用で運営している。

「臨時編制型」は、日常は担当校や施設（教育支援センター等）を中心に活動し、必要に応じて、市町村教育委員会が招集し、臨時的にチーム構成員として特定学校を直接支援する。この形態は、中小規模市町村に多く見られ、府教育委員会が各中学校に配置しているスクールカウンセラーや、全市町村教育委員会に派遣しているスクールソーシャルワーカー等もチーム構成員として連携する場合も多い。

活動形態	市町村数
常時設置型	20
臨時編制型	21
計	41

常時設置型

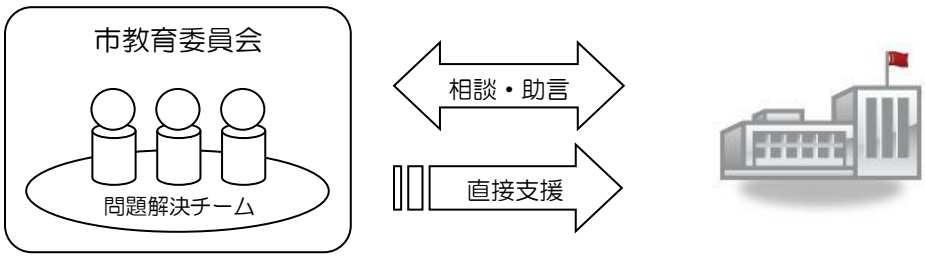

臨時編制型

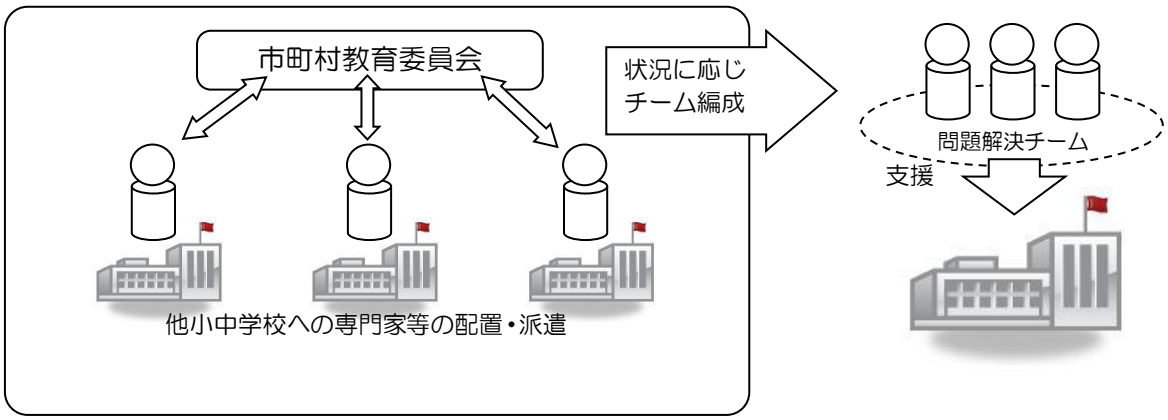

□支援内容

支援対象は、児童生徒やその保護者等個別支援を主とした対応と、暴力行為等が頻発する学校の生徒指導体制の再構築を目指す支援に大別されるが、実際は、チーム構成員が役割分担し両面への支援を行う場合も多い。

以下に、いくつかの市町村教育委員会における支援内容を紹介する。

常時設置型

Ａ市	困難事案解決のため、関係課・専門家によるケース会議を通し、学校への助言や指導を行う。
Ｂ市	教育・医療に関する支援会議で、専門的見地から学校の対応を検討する。
Ｃ市	複数専門家によるサポート会議を年３回実施、学校だけで解決困難な事案への対応を協議する。

臨時編制型

Ｄ町	校長の要請で一定期間学校訪問し現状把握、管理職と協議し専門家や支援人材を派遣する。
Ｅ市	各校に対し、必要に応じて、専門家、教員 OB、学生ボランティア等を単数または複数で派遣する。
Ｆ市	ケース会議により児童生徒や保護者への直接支援（家庭訪問、授業支援、登下校の付添い等）を行う。

□構成員

主な構成員には、府教育委員会の配置・派遣しているスクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカーに加え、生徒指導担当指導主事・教育相談担当指導主事、臨床心理士等教育相談関係者、市町村スクールソーシャルワーカー、校長 OB、顧問弁護士、精神科医、支援人材（学生ボランティアや地域人材）等があげられる。

第５章　その他

１　本基本方針の実施

(1) 本基本方針は、平成２６年４月１日より実施する。

平成２９年４月１日改訂